

(仮称) 尾張北部環境組合ごみ処理施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 目的

犬山市、江南市、大口町、扶桑町を構成市町とする尾張北部環境組合（以下「組合」という。）では、(仮称) 尾張北部環境組合ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）にふさわしい愛称（事業者名や商品ブランド名など）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得する事業者（ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。））を募集します。

パートナーは、ごみ処理施設に事業者名などの愛称を表示することにより、事業者名や商品ブランド名などを幅広くPRすることができるほか、ネーミングライツ料の支払いによる組合への財政支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2. 対象施設

名称		(仮称) 尾張北部環境組合ごみ処理施設
所在地		江南市中般若町北浦10番地（予定）
処理対象区域		犬山市、江南市、大口町、扶桑町
焼却処理施設	処理能力	194 t / 日（97 t / 日 × 2 炉）
	処理方式	ストーカ式焼却炉＋灰の外部資源化
粗大ごみ処理施設	処理能力	14 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別
供用開始		令和10年4月

3. 募集内容

(1) ネーミングライツの対象

(仮称) 尾張北部環境組合ごみ処理施設の愛称

(2) ネーミングライツ料

年額100万円以上（消費税及び地方消費税抜き）

※組合としての希望金額であって、これを下回る応募も可能です。

(3) 契約期間

3年以上（契約期間の満了にあたり、契約の継続希望があれば協議を可能とします。）

(4) 愛称を表示する看板の設置場所及び規格

パートナーは、愛称を表示する看板等を施設内外に設置することができます。設置場所、表示内容、サイズ、デザイン、設置方法等については、施設の景観、利用者の安全及び周辺環境への配慮の観点から、事前に組合

と協議し、承認を得たうえで設置するものとします。

(5) 愛称の使用開始日

構成市町の住民等への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて両者で協議することとします。

(6) 命名における条件等

- ①パートナーは、ごみ処理施設の愛称として事業者名や商品ブランド名などを付けることができます。ただし、ごみ処理施設としての愛称であることを明確にするため、「環境センター」「クリーンセンター」などの字句を含んだ愛称としてください。
- ②命名していただくのは愛称であり、条例で規定するごみ処理施設の正式名称を決定するものではありません。
- ③契約期間中の愛称の変更はできません。
- ④場合により愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。
- ⑤尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第8条各号に定める内容の名称は除きます。
- ⑥パートナーは、ごみ処理施設の運営や活動内容に関与することはできません。

(7) 提案にあたっての費用負担

組合とパートナーの費用負担は、次によるものとします。

区 分	組 合	パートナー
施設内外の看板等の設置・変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
施設のパンフレット、封筒等の印刷物や組合ホームページの表示変更等	○	
看板照明に係る電気使用料などの維持管理費		○

※上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

4. 応募資格

パートナーは法人とします。ただし、尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第7条第1項各号に該当する者を除きます。

5. 応募方法

(1) 応募期間

随時（毎月の最終開庁日の午後4時締切）

※応募の申し込みがあった場合はその申し込みがあった月の最終開庁日

の午後4時に募集を終了します。その後、審査の結果または契約締結に至らなかった等の理由により募集を再開する場合があります。

(2) 提出書類 ※必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

- ①ネーミングライツ申込書
- ②ネーミングライツ申込みにかかる誓約書
- ③法人の概要（沿革、業務内容など）に関する資料（パンフレット等）
- ④登記事項証明書（商業登記簿謄本、現在事項全部証明書）
- ⑤直近2期分の損益計算書及び貸借対照表（またはこれに代わる書類）
- ⑥社会貢献活動の実施状況が分かる資料
- ⑦愛称表示に商品名やイラスト（ロゴ、マーク、エンブレムなど）を使用する予定がある場合は、当該商品やイラストの概要がわかるもの〔任意様式〕。なお、イラストについては、当該申込をした提案者が権利を有する登録商標であることが前提となります。

(3) 提出方法

ア 持参の場合

組合事務所（江南市役所内）まで持参してください。受付時間は平日の午前9時から午後4時までとします。

イ 郵送の場合

組合まで郵送してください。受付時間は毎月の最終開庁日の午後4時必着とします。

(4) 提出先

尾張北部環境組合 総務課

〒483-8221 愛知県江南市赤童子町大堀90番地（江南市役所内）

(5) 留意事項

- ・軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。（ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません。この場合、提案内容と契約内容が異なることになります。）
- ・提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、情報公開請求があった場合には、尾張北部環境組合情報公開条例に基づき提出書類等を公開することがあります。
- ・申込みに係る必要な経費は、申込者の負担とします。
- ・提出書類等の返却はいたしません。
- ・申込書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届（任意様式）を提出してください。

6. 質問の受付

(1) 受付期間

随時

※応募の申し込みがあった場合はその申し込みがあった月の最終開庁日の午後4時に質問の受付を終了します。その後、審査の結果または契約締結に至らなかった等の理由により質問の受付を再開する場合があります。

(2) 提出方法

必要事項（質問事項、法人名、担当者名、連絡先）を記載した電子データを添付した電子メールを(3)の送付先に送信してください。必要事項の記載がないものは無効とし、回答は行いません。

また、提出後は、電話にて必ず受信確認を行ってください。

(3) 送付先

尾張北部環境組合 総務課

E-mail : kumiai@owarihokubu.jp

電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

(4) 回答方法

受け付けた質問は、原則として質問者を特定できない内容で、組合ホームページ (<http://www.owarihokubu.jp/>) に掲載し、回答します。

7. 選定

(1) 選定方法

応募期間終了後、提出書類に基づき、組合が設置する尾張北部環境組合ネーミングライツ選定委員会において、優先交渉者を選定します。

なお、応募が1者の場合も選定委員会による審査を行います。

(2) 選定基準

選定の基準は、以下に示す選定基準（概要）のとおりです。

審査項目	配点	審査基準
ネーミングライツ料	50	応募金額の妥当性、相対評価
愛称	30	親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ 施設イメージとの整合
適格性	20	経営の安定性、応募趣旨、社会貢献

(3) 応募の失格

応募内容が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ①応募資格を有しないものが提出したもの
- ②審査項目の「ネーミングライツ料」、「愛称」及び「適格性」のいずれかの評価が著しく低いもの
- ③提出書類に虚偽があるもの

④その他応募および選定に関し不正があったとき

(4) 結果の通知

選定の結果は、すべての応募者に文書で通知します。

8. 契約

(1) 契約の締結方法

組合と優先交渉者が契約書の締結に向けた協議を行い、速やかに契約書の締結を行います。

(2) 契約内容の公表

契約を締結した場合は、パートナー名、愛称、契約金額、契約期間を公表します。

なお、パートナー以外の応募者の情報は、原則として公表しません。

(3) 契約解除等

契約期間中、パートナーが応募資格を有しない者に該当する、または該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により組合または構成市町のイメージが損なわれた、または損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、組合は契約を取消または解除することがあります。

なお、契約解除等に伴い発生する費用はパートナーの負担とします。

9. リスク負担

施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合のすべての責任と負担は、パートナーが負うこととします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、組合とパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

10. その他

本事項に規定のない内容については、関係法令及び例規に基づき、選定委員会又は組合で決定します。

11. 問合せ先

尾張北部環境組合 総務課

〒483-8221 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地（江南市役所内）

TEL：0587-54-1188 FAX：0587-54-1212

E-mail：kumiai@owarihokubu.jp

※緊急の場合を除き、連絡は電子メールでお願いします。